

(様式4 実施結果の公表)

(つくば市低炭素(建物・街区)ガイドライン(案))の  
パブリックコメント手続の実施結果

平成29年8月

つくば市政策イノベーション部科学技術振興課

## ■ 意見集計結果

平成29年6月1日から6月30日までの間、（つくば市低炭素（建物・街区）ガイドライン（案））について、意見募集を行った結果、1人（団体を含む）から1件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

| 提出方法   | 人数(含む団体) |
|--------|----------|
| 直接持参   | 1人       |
| 郵便     | 0人       |
| 電子メール  | 0人       |
| ファクシミリ | 0人       |
| 電子申請   | 0人       |
| 合計     | 1人       |

## ■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

### ○ 第1章 建物の低炭素対策 について

| No. | 意見概要   | 意見数 | 市の考え方  |
|-----|--|-----|--|
| 1   | 戸建住宅のレベル2の基準について、ZEHの基準に加えて、例としてBEI $\leq$ 0.6かつUa値 $\leq$ 0.6とする等、太陽光パネルを必ずしも必須としない条件を加えることを要望する。 | 1件  | ZEHの推進に関しては、環境省でZEH支援事業実施しており、平成28年度は約1万件の申請がありました。また、ZEHにおける1次エネルギー削減率は30%から40%が多くを占めています。ZEHについては国が普及目標を掲げて推進を進めてり、つくば市においてもつくば環境スタイルSMILeで積極的に推進しているため、レベル2の基準にはZEHを必要条件とします。 |

## ■ 修正の内容

### ○ 序章 ガイドライン策定の目的と背景 について

| 修正前  | 修正後  |
|------|------|
| (P6) | (P6) |

|  |  |
|--|--|
| 3. つくば環境スタイル” SMILe” に基づくガイドラインの目標について                           | 参考：「つくば環境スタイル” SMILe”」における省エネ住宅の普及促進の効果（見込み）<br><br>（パブリックコメントの意見によるものではありませんが、内容を分かりやすくするため、修正が適切と判断しました） |
| (P13)<br>第1章 建物の低炭素対策 枠内<br>第2章 街区の低炭素対策 枠内<br>第3章 ガイドラインの活用に向けて | (P13)<br>基準の詳細について分かりやすく案内するためにインデックスを追加。<br><br>（パブリックコメントの意見によるものではありませんが、内容を分かりやすくするため、修正が適切と判断しました）    |

○ 第1章 建物の低炭素対策 1. 建物の低炭素対策に関連する背景 について

| 修正前   | 修正後  |
|-------|--|
| (P16) | (P16)<br>※非住宅は「BELS」の評価手法に基づき、「用途1」、「用途2」の2種類に分類しています。（パブリックコメントの意見によるものではありませんが、内容を分かりやすくするため、追記が適切と判断しました） |

○ 第1章 建物の低炭素対策 3. 建物のレベル別の低炭素対策のポイント について

| 修正前                                | 修正後  |
|------------------------------------|--|
| (P23)<br>集合住宅基準欄<br>（大規模と小中規模共通）節電 | (P23)<br>集合住宅基準欄<br>（大規模）DRor節電※デマンドレスポンスの略（P32参照）                                     |
| 複合建築物基準欄<br>（建物全体）節電               | 複合建築物基準欄<br>（建物全体）DRor節電<br><br>（パブリックコメントの意見によるものではありませんが、内容を分かりやすくするため、修正が適切と判断しました） |

○ 第1章 建物の低炭素対策 CASE1 戸建住宅 について

| 修正前 | 修正後 |
|-----|-----|
|-----|-----|

|   |   |
|---|---|
| (P26)<br>レベル1の基準を満たした場合<br>レベル2の基準を満たした場合 | (P26)<br>レベル1の基準を満たした場合のメリット<br>レベル2の基準を満たした場合のメリット<br>(パブリックコメントの意見によるものでは<br>ありませんが、内容を分かりやすくす<br>るため、修正が適切と判断しました) |
|---|---|

○ 第2章 街区の低炭素対策 3. 街区認定の要件 について

修正前

(P48)

|                       |         |                         |  |   |     |
|-----------------------|---------|-------------------------|--|---|-----|
| iv 既存エネルギー<br>インフラの活用 | II-iv-① | 地域熱供給から<br>のエネルギー<br>供給 | ・地域熱供給からのエネ<br>ルギー供給を行う。(熱供給<br>地域で新しく街区を計画す<br>る場合は、地域熱供給から<br>のエネルギー供給について<br>検討を必ず行い、検討結果<br>を報告する) | S | P55 |
|-----------------------|---------|-------------------------|--|---|-----|

修正後

(P48)

|                       |         |                         |  |   |     |
|-----------------------|---------|-------------------------|--|---|-----|
| iv 既存エネルギー<br>インフラの活用 | II-iv-① | 地域熱供給から<br>のエネルギー<br>供給 | ・熱供給地域で新しく街区<br>を計画する場合は、地域熱<br>供給からのエネルギー供給<br>について検討を必ず行い、<br>検討結果を報告する。 | A | P55 |
|                       |         |                         | ・上記で検討した結果、建<br>物へ地域熱供給の導管を接<br>続し、エネルギー供給を行<br>う。                         | S |     |

(パブリックコメントの意見によるものではありませんが、内容を分かりやすくするため、修正が適切と判断しました)

○ 第2章 建物の低炭素対策 4. 街区認定の要件の解説 について

修正前

(P53)  
再生可能エネルギーの種類  
再生可能エネルギーのうち、技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るため特に国として支援が必要なものを新エネルギーといいます。  
・太陽光発電 ・太陽熱利用 ・風力発電 ・中小規模水力発電 ・氷雪熱利用

- ・地熱発電 ・温度差熱利用 ・バイオマス発電 ・バイオマス熱利用
- ・バイオマス燃料製造

修正後

(P53)

| タイプ       | 概要  | エネルギーの種類  |
|-----------|---|---|
| 再生可能エネルギー | 自然環境のなかで繰り返し起こる現象から取り出せるエネルギーです。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模水力発電</li> <li>・大規模地熱発電</li> </ul>  |
| 新エネルギー    | 再生可能エネルギーのうち、技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るため特に国として支援が必要なものを新エネルギーといたします。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電</li> <li>・太陽熱利用</li> <li>・風力発電</li> <li>・冰雪熱利用</li> <li>・バイオマス発電，熱利用</li> <li>・バイオマス燃料製造</li> <li>・小推力発電</li> <li>・地熱発電</li> <li>・温度差エネルギー</li> </ul> |

※ 地中熱等の温度差エネルギーは、「Ⅱ-iii-②未利用エネルギー（地中熱等の活用）」の対象となります。

つくば市で活用可能な再生可能エネルギー

- ・太陽光発電 ・太陽熱利用 ・風力発電 ・中小規模水力発電 ・バイオマス発電
- ・バイオマス熱利用 ・バイオマス燃料製造

(パブリックコメントの意見によるものではありませんが、内容を分かりやすくするため、修正が適切と判断しました)

○ 第3章 ガイドラインの活用に向けて 1. 建物・街区の認定の流れ について

| 修正前   | 修正後  |
|---|--|
| (P72)<br>③街区の実績報告<br>年間二酸化炭素排出量などを報告<br>(街区完成後3～5年の期間，毎年報告) | (P72)<br>③街区の実績報告<br>年間二酸化炭素排出量などを報告<br>(街区完成後1～3年の期間，毎年報告)<br>(パブリックコメントの意見によるものではありませんが、ガイドラインを円滑に活用するため、修正が適切と判断しました) |